

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

資料 2

資金収支計算書

別紙①

【旧基準】	
勘定科目【A】	
科目区分	
大区分	中区分

【会計基準】		
勘定科目【B】		
科目区分		
大区分	中区分	小区分

備考
(A欄の科目に対するB欄の科目等)

<経常活動による収支> 【収入】	
介護保険収入	介護保険収入
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入

<事業活動による収支> 【収入】		
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入（公費） 利用者負担金収入（一般）
	居宅介護料収入 （介護報酬収入） （利用者負担金収入）	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入（公費） 介護負担金収入（一般） 介護予防負担金収入（公費） 介護予防負担金収入（一般）
	地域密着型介護料収入 （介護報酬収入） （利用者負担金収入）	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入（公費） 介護負担金収入（一般） 介護予防負担金収入（公費） 介護予防負担金収入（一般）
	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入
	利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入（公費） 食費収入（一般） 居住費収入（公費） 居住費収入（一般） その他の利用料収入
	その他の事業収入	補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入

社会福祉法人が行う事業ごとに大区分を設定

他の会計の基準の内容を踏まえ追加

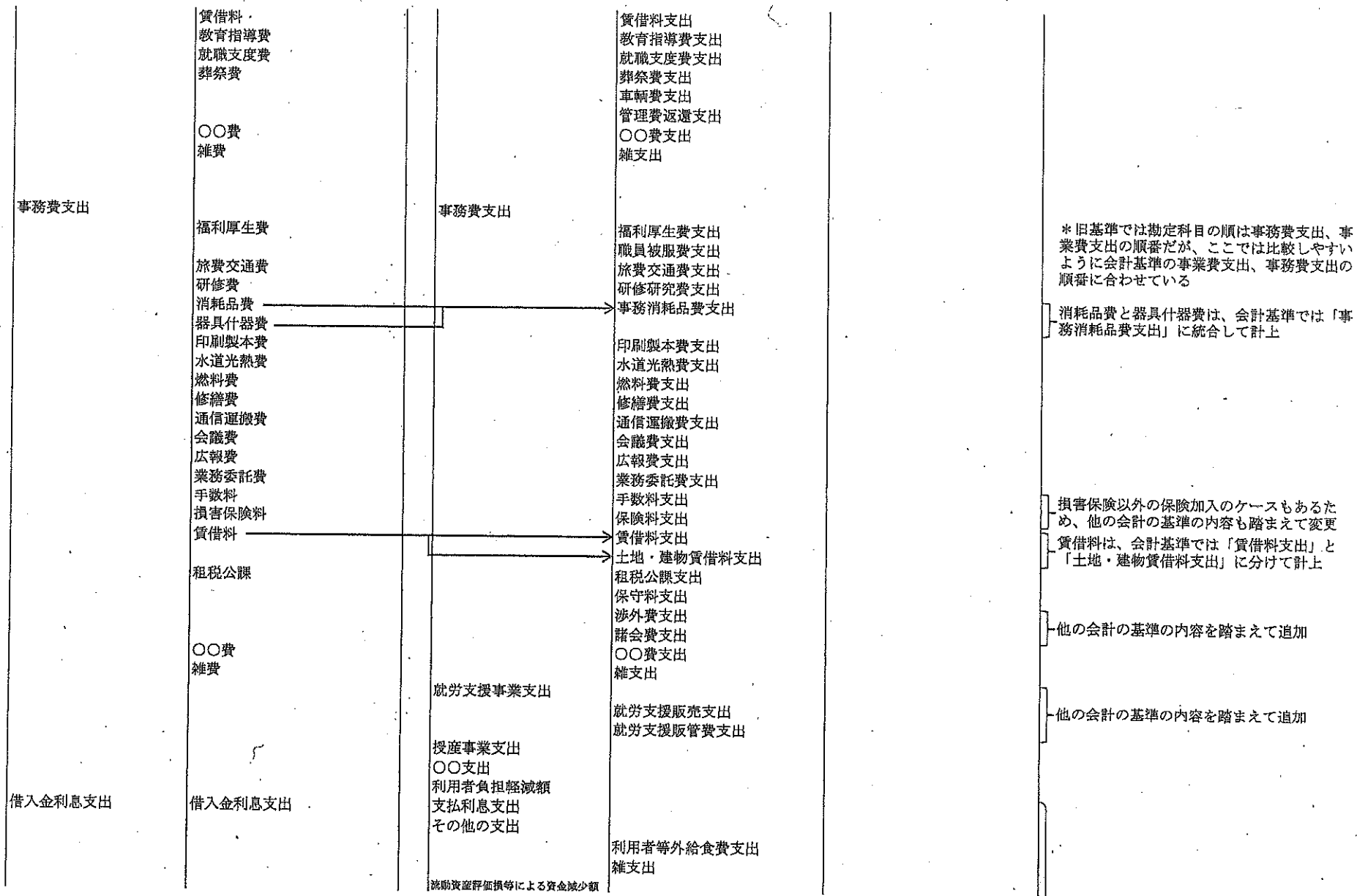
介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上。

<p>利用料収入</p> <p>措置費収入</p>	<p>利用料収入 利用料負担金収入</p> <p>事務費収入 事業費収入</p>	<p>老人福祉事業収入</p>	<p>(保険等査定減)</p> <p>措置事業収入</p> <p>運営事業収入</p> <p>その他の事業収入</p>	<p>その他の事業収入</p> <p>事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入</p> <p>管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入</p> <p>管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入</p> <p>事務費収入 事業費収入</p> <p>補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入</p>	<p>本科目の他、児童福祉事業収入、生活保護事業収入にも設定</p>
<p>運営費収入 私的契約利用料収入</p>	<p>運営費収入 私的契約利用料収入</p>	<p>児童福祉事業収入</p> <p>保育事業収入</p>	<p>措置費収入</p> <p>私的契約利用料収入 その他の事業収入</p> <p>保育所運営費収入 私的契約利用料収入 私立認定保育所利用料収入 その他の事業収入</p>	<p>補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入</p> <p>補助金事業収入 受取事業収入 その他の事業収入</p>	<p>運営費については、保育事業収入の中に保育所運営費収入を設定</p>
<p>自立支援費等収入</p>	<p>介護給付費収入</p> <p>訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入</p>	<p>就労支援事業収入</p> <p>障害福祉サービス等事業収入</p>	<p>〇〇事業収入</p> <p>自立支援給付費収入</p>	<p>介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入</p>	

<p>〇〇事業収入</p> <p>借入金利息補助金収入</p>	<p>特定障害者特別給付費収入</p> <p>特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入</p> <p>〇〇事業収入</p> <p>借入金利息補助金収入</p>	<p>生活保護事業収入</p> <p>医療事業収入</p> <p>〇〇事業収入</p> <p>〇〇収入</p> <p>借入金利息補助金収入</p>	<p>障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入</p> <p>特定費用収入 その他の事業収入</p> <p>(保険等査定減)</p> <p>措置費収入</p> <p>授産事業収入</p> <p>その他の事業収入</p> <p>入院診療収入 室料差額収入 外来診療収入 保健予防活動収入 受託検査・施設利用収入 訪問看護療養費収入 訪問看護利用料収入</p> <p>その他の医療事業収入</p> <p>(保険等査定減)</p> <p>〇〇事業収入 その他の事業収入</p> <p>〇〇収入</p>	<p>特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入</p> <p>補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入</p> <p>事務費収入</p> <p>〇〇事業収入</p> <p>補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入</p> <p>訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入</p> <p>補助金事業収入 受託事業収入 その他の医療事業収入</p> <p>補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入</p>	<p>介護保険事業収入等に係る補助金事業収入等は、それぞれの区分ごとに計上。上記の大区分に含まれない事業の補助金事業収入は〇〇事業収入に計上</p>
---------------------------------	---	---	--	--	--

寄附金収入 受取利息配当金収入 雑収入 会計単位間繰入金収入 経理区分間繰入金収入	寄附金収入 受取利息配当金収入 雑収入 公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入 経理区分間繰入金収入	経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 流動資産評価益等による 資金増加額	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益	
経常収入計(1)		事業活動収入計(1)		

< 経常活動による収支 > 【支出】		< 事業活動による収支 > 【支出】		
人件費支出 退職金 退職共済掛金 法定福利費 給食費 保健衛生費 医療費 被服費 敬養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 給食費 保健衛生費 医療費 被服費 敬養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費	人件費支出 退職金 退職共済掛金 法定福利費 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 敬養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 敬養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出	会計基準では「職員給料支出」と「職員賞与支出」に分けて整理 派遣職員費支出を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上 *旧基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている 消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費支出」に統合して計上



経理区分間繰入金支出 経理区分間繰入金支出		為替差損 徴収不能額		有価証券評価損 ○○評価損	
経常支出計(2)		事業活動支出計(2)			
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			
<施設整備等による収支> 【収入】		<施設整備等による収支> 【収入】			
施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入 車両運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入	施設整備補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 車両運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入 ○○収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等収入計(4)		施設整備等収入計(4)			
<施設整備等による収支> 【支出】		<施設整備等による収支> 【支出】			
固定資産取得支出 元入金支出	建物取得支出 車両運搬具取得支出 ○○取得支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出	土地取得支出 建物取得支出 車両運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 ○○支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 其他の会計の基準の内容を踏まえて追加

公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出				会計基準ではその他の活動による収支の部の支出に移動し、「事業・拠点区分間貸付金支出」として計上
施設整備等支出計(5)		施設整備等支出計(5)		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		
<財務活動による収支> 【収入】		<その他の活動による収支> 【収入】		
借入金収入 その他の収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入 その他の収入 借入金元金償還補助金収入	設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 〇〇積立預金取崩収入 〇〇収入 借入金元金償還補助金収入	長期運営資金借入金元金償還補助金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 〇〇積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入	〇〇収入	会計基準の区分方法に沿って変更
財務収入計(7)		その他の活動収入計(7)		
<財務活動による収支> 【支出】		<その他の活動による収支> 【支出】		
借入金元金償還金支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出	長期運営資金借入金償還金支出 投資有価証券取得支出 〇〇積立預金積立支出	長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 〇〇積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出		

その他の支出 借入金元金償還金支出 流動資産評価減等による 資金減少額等	設備資金借入金償還金支出 徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 ○○評価損	事業区分間長期借入金返 済支出 拠点区分間長期借入金返 済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出	○○支出		会計基準の区分方法に沿って変更
財務支出計(8)		その他の活動支出計(8)			
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
予備費(10)		予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

※旧基準の事業活動収支計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、会計基準では「収益」「費用」に修正。

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<事業活動収支の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
介護保険収入	介護保険収入	介護保険事業収益	施設介護料収益 居宅介護料収益 (介護報酬収益) (利用者負担金収益) 地域密着型介護料収益 (介護報酬収益) (利用者負担金収益) 居宅介護支援介護料収益 利用者等利用料収益 その他の事業収益	介護報酬収益 利用者負担金収益(公費) 利用者負担金収益(一般) 介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般) 介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般) 居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益 施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益 食費収益(公費) 食費収益(一般) 居住費収益(公費) 居住費収益(一般) その他の利用料収益	社会福祉法人が行う事業ごとに大区分を設定 他の会計の基準の内容を踏まえて追加

経常経費補助金収入	経常経費補助金収入			補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	介護保険収益に係る補助金等を計上。なお他の大区分に係る補助金等はそれぞれの区分ごとに計上。
利用料収入	利用料収入 利用者負担金収入	老人福祉事業収益	(保険等査定減)		
措置費収入	事務費収入 事業費収入		措置事業収益	事務費収益 事業費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益	措置事業収益については、本科目の他、児童福祉事業収益、生活保護事業収益にも設定
			運営事業収益	管理費収益 その他の利用料収益 補助金事業収益 その他の事業収益	
			その他の事業収益	管理費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益	
		児童福祉事業収益	措置費収益	事務費収益 事業費収益	
			私的契約利用料収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
運営費収入	運営費収入	保育事業収益	保育所運営費収益		運営費については、保育事業収益の中に保育所運営費収益を設定
私的契約利用料収入	私的契約利用料収入		私的契約利用料収益 私立認定保育所利用料収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受取事業収益 その他の事業収益	
		就労支援事業収益	〇〇事業収益		
		障害福祉サービス等事業収益			

<p>自立支援費等収入</p>	<p>介護給付費収入</p> <p>訓練等給付費収入</p> <p>サービス利用計画作成費収入</p> <p>障害児施設給付費収入</p> <p>特定障害者特別給付費収入</p> <p>特定入所障害児食費等給付費収入</p> <p>利用者負担金収入</p>	<p>生活保護事業収益</p> <p>医療事業収益</p>	<p>自立支援給付費収益</p> <p>障害児施設給付費収益</p> <p>利用者負担金収益</p> <p>補足給付費収益</p> <p>特定費用収益</p> <p>その他の事業収益</p> <p>(保険等査定減)</p> <p>措置費収益</p> <p>授産事業収益</p> <p>その他の事業収益</p> <p>入院診療収益</p> <p>室料差額収益</p> <p>外来診療収益</p> <p>保健予防活動収益</p> <p>受託検査・施設利用収益</p> <p>訪問看護療養費収益</p> <p>訪問看護利用料収益</p> <p>その他の医療事業収益</p> <p>(保険等査定減)</p>	<p>介護給付費収益</p> <p>特例介護給付費収益</p> <p>訓練等給付費収益</p> <p>特例訓練等給付費収益</p> <p>サービス利用計画作成費収益</p> <p>特定障害者特別給付費収益</p> <p>特例特定障害者特別給付費収益</p> <p>特定入所障害児食費等給付費収益</p> <p>補助金事業収益</p> <p>受託事業収益</p> <p>その他の事業収益</p> <p>事務費収益</p> <p>〇〇事業収益</p> <p>補助金事業収益</p> <p>受託事業収益</p> <p>その他の事業収益</p> <p>訪問看護基本利用料収益</p> <p>訪問看護その他の利用料収益</p> <p>補助金事業収益</p> <p>受託事業収益</p> <p>その他の医療事業収益</p>
-----------------	--	-------------------------------	---	---

<p>〇〇事業収入</p> <p>寄附金収入 雑収入</p> <p>借入金元金償還補助金収入</p> <p>引当金戻入</p> <p>国庫補助金等特別積立金 取崩額</p>	<p>〇〇事業収入</p> <p>寄附金収入 雑収入</p> <p>借入金元金償還補助金収入</p> <p>徴収不能引当金戻入 退職給与引当金戻入</p> <p>〇〇引当金戻入</p>	<p>〇〇事業収益</p> <p>〇〇収益</p> <p>経常経費寄附金収益 その他の収益</p>	<p>〇〇事業収益 その他の事業収益</p> <p>〇〇収益</p>	<p>補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益</p>	<p>介護保険事業収益等に係る補助金事業収益は、それぞれの区分ごとに計上。上記の区分に含まれない事業の補助金事業収益は〇〇事業収益に計上</p> <p>特別増減の部の収益へ「設備資金借入金元金償還補助金収益」として計上</p> <p>新基準では洗替法ではなく、前年度負担分（引当金戻入分）と当年度負担分（引当金繰入分）の差額を計上する方法を採用するため、基本的に取崩収益は発生しません。ただし、徴収不能引当金を計上して、対象債権が回収されるなど、徴収不能引当金の計上が不要となった場合には、特別増減の部のその他の特別収益に徴収不能引当金戻入益を計上してください。</p> <p>会計基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として移動</p>
事業活動収入計(1)		サービス活動収益計(1)			

<事業活動収支の部> 【支出】		<サービス活動増減の部> 【費用】			
<p>人件費支出</p> <p>役員報酬 職員俸給 職員諸手当</p> <p>非常勤職員給与</p> <p>退職金 退職共済掛金 法定福利費</p> <p>事業費支出</p> <p>給食費</p> <p>保健衛生費</p> <p>医療費</p>	<p>役員報酬 職員俸給 職員諸手当</p> <p>非常勤職員給与</p> <p>退職金 退職共済掛金 法定福利費</p> <p>給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費</p>	<p>人件費</p> <p>役員報酬 職員給料 職員賞与</p> <p>賞与引当金繰入</p> <p>非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用</p> <p>法定福利費</p> <p>事業費</p> <p>給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費</p>	<p>役員報酬 職員給料 職員賞与</p> <p>賞与引当金繰入</p> <p>非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用</p> <p>法定福利費</p> <p>給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費</p>	<p>役員報酬 職員給料 職員賞与</p> <p>賞与引当金繰入</p> <p>非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用</p> <p>法定福利費</p> <p>給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費</p>	<p>会計基準では「職員給料」と「職員賞与」に分けて整理 他の会計の基準の内容を踏まえて人件費に移動</p> <p>派遣職員費を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付費用」に統合して計上</p> <p>*旧基準では勘定科目の順は事務費、事業費の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費、事務費の順番に合わせている</p>

事務費支出

被服費
教養娯楽費
日用品費
保育材料費
本人支給金
水道光熱費
燃料費
消耗品費
器具什器費

賃借料
教育指導費
就職支度費
葬祭費
〇〇費
雑費

福利厚生費

旅費交通費
研修費

消耗品費
器具什器費
印刷製本費

水道光熱費
燃料費
修繕費

通信運搬費
会議費
広報費

業務委託費
手数料
損害保険料
賃借料

租税公課

〇〇費
雑費

事務費

就労支援事業費用

被服費
教養娯楽費
日用品費
保育材料費
本人支給金
水道光熱費
燃料費
消耗器具備品費

保険料
賃借料

教育指導費
就職支度費
葬祭費
車輛費
〇〇費
雑費

福利厚生費
職員被服費
旅費交通費
研修研究費

事務消耗品費
印刷製本費
水道光熱費
燃料費

修繕費
通信運搬費
会議費

広報費
業務委託費
手数料

保険料
賃借料
土地・建物賃借料

租税公課
保守料
渉外費

諸会費
〇〇費
雑費

就労支援事業販売原価

消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費」に統合して計上

*旧基準では勘定科目の順は事務費、事業費の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費、事務費の順番に合わせている

消耗品費と器具什器費は、会計基準では「事務消耗品費」に統合して計上

損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更
賃借料は、会計基準では「賃借料」と「土地・建物賃借料」に分けて計上

他の会計の基準の内容を踏まえて追加

減価償却費	減価償却費	授産事業費用 〇〇費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金 取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用	就労支援事業販管費	期首製品(商品)棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高 期末製品(商品)棚卸高	他の会計の基準の内容を踏まえて追加 旧基準では、事業活動収支の部の収入としていたが、会計基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として計上 会計基準では、「退職給付費用」で処理 会計基準では、引当金は「徴収不能引当金」、「賞与引当金」、「退職給付引当金」に限定するため、〇〇引当金は廃止
事業活動支出計(2)		サービス活動費用計(2)			
事業活動収支差額(3)=(1)-(2)		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			

<事業活動外収支の部> 【収入】		<サービス活動外増減の部> 【収益】			
借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収益			会計基準では特別増減の部の収益に移動し、「事業区分間又は拠点区分間繰入金収益」として計上 会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加 会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除 会計基準では投資有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加 会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除
受取利息配当金収入	受取利息配当金収入	受取利息配当金収益			
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入				
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入				
有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券売却益(売却収入)	有価証券評価益 有価証券売却益			
投資有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益			

		受入研修費収益 利用者等外給食収益 雑収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
事業活動外収入計(4)			為替差益	
<事業活動外収支の部> 【支出】		<サービス活動外増減の部> 【費用】		
借入金利息支出	借入金利息支出	支払利息		会計基準では特別増減の部の費用に移動し、「拠点区分間繰入金費用」として計上
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	有価証券評価損		会計基準では売却損益の差額のみを計上するため(売却原価)を削除
資産評価損	有価証券評価損	有価証券売却損		会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
有価証券売却損(売却原価)	有価証券売却損(売却原価)	投資有価証券評価損		会計基準では売却損益の差額のみを計上するため(売却原価)を削除
投資有価証券売却損(売却原価)	投資有価証券売却損(売却原価)	投資有価証券売却損		会計基準では特別増減の部の費用に移動
資産評価損	〇〇評価損	その他のサービス活動外費用	利用者等外給食費 雑損失	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
事業活動外支出計(5)			為替差損	
事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)		サービス事業活動外費用計(5)		
経常収支差額(7)=(3)+(6)		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		
		経常増減額(7)=(3)+(6)		
<特別収支の部> 【収入】		<特別増減の部> 【収益】		
施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収益		
	設備整備補助金収入	設備資金借入金元金償還補助金収益		
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収益		
	施設整備等借入金償還寄附金収入	設備資金借入金元金償還寄附金収益		
固定資産売却益(売却収入)		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	〇〇受贈額	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		固定資産売却益		

国庫補助金等特別積立金 取崩額	車両運搬具売却益(売却収入) 器具及び備品売却益(売却収入) ○○売却益(売却収入)	事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管 収益 拠点区分間固定資産移管 収益 その他の特別収益	車両運搬具売却益 器具及び備品売却益 ○○売却益 徴収不能引当金戻入益		会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除 会計基準では特別増減の部の費用の控除項目として移動 旧基準では事業活動外収支の部の収入に計上していたが、会計基準では特別増減の部の収益に計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
特別収入計(8)		特別収益計(8)			
<特別収支の部> 【支出】			<特別増減の部> 【費用】		
基本金組入額 固定資産売却損・処分損 (売却原価)	1号基本金組入額 2号基本金組入額 3号基本金組入額 車両運搬具売却損・処分損(売却原価) 器具及び備品売却損・処分損(売却原価) ○○売却損・処分損(売却原価)	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損 車両運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損		会計基準では基本金組入額へ一本化 会計基準では売却損益等の差額のみを計上するため(売却原価)を削除
国庫補助金等特別積立金 積立額		国庫補助金等特別積立金 取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金 積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管 費用 拠点区分間固定資産移管 費用 その他の特別損失			他の会計の基準を踏まえて追加 旧基準では事業活動外収支の部の収入に計上していたが、会計基準では特別増減の部の収益に計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加

特別支出計 (9)
特別収支差額 (10) = (8) - (9)
当期活動収支差額 (11) = (7) + (10)

<繰越活動収支差額の部>	
前期繰越活動収支差額 (12)	
当期末繰越活動収支差額 (13) = (11) + (12)	
基本金取崩額 (14)	
基本金組入額 (15)	4号基本金組入額
その他の積立金取崩額 (16)	〇〇積立金取崩額
その他の積立金積立額 (17)	〇〇積立金積立額
次期繰越活動収支差額 (18) = (13) + (14) - (15) + (16) - (17)	

特別費用計 (9)	
特別増減差額 (10) = (8) - (9)	
当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)	

<繰越活動増減差額の部>		
前期繰越活動増減差額 (12)		
当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)		
基本金取崩額 (14)		会計基準では4号基本金廃止に伴い削除
その他の積立金取崩額 (15)	〇〇積立金取崩額	
その他の積立金積立額 (16)	〇〇積立金積立額	
次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)		
		旧基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<資産の部>		<資産の部>			
流動資産		流動資産			
	現金預金		現金預金		
	有価証券		有価証券		
	未収金		事業未収金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			未収金		
			未収補助金		
			未収収益		
	貯蔵品		受取手形		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			貯蔵品		
			医薬品		
			診療・療養費等材料		
			給食用材料		
			商品・製品		
	立替金		仕掛品		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	前払金		原材料		
			立替金		
			前払金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			前払費用		
			1年以内回収予定長期貸付金		会計基準では1年基準の導入により科目を新設
			1年以内回収予定事業区分間長期貸付金		
			1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金		
	短期貸付金		短期貸付金		会計基準の区分方法に沿って追加
			事業区分間貸付金		
			拠点区分間貸付金		
	仮払金		仮払金		
	その他の流動資産		その他の流動資産		
			徴収不能引当金		
固定資産		固定資産			
基本財産		(基本財産)			
	土地		土地		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	建物		建物		
	基本財産特定預金		定期預金		
			投資有価証券		
その他の固定資産		(その他の固定資産)			
	土地		土地		

<p>建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 器具及び備品 建設仮勘定</p> <p>権利</p> <p>投資有価証券 長期貸付金 公益事業会計元入金 収益事業会計元入金</p> <p>措置施設繰越特定預金 〇〇積立預金</p> <p>その他の固定資産</p> <p>資産の部合計</p>	<p>建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 器具及び備品 建設仮勘定 有形リース資産 権利 ソフトウェア 無形リース資産 投資有価証券 長期貸付金 事業区分間長期貸付金 拠点区分間長期貸付金 退職給付引当資産 長期預り金積立資産</p> <p>〇〇積立資産 差入保証金 長期前払費用 その他の固定資産</p> <p>資産の部合計</p>	<p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p> <p>会計基準の区分方法に沿って変更</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p>
--	---	---

<負債の部>		<負債の部>		
<p>流動負債</p> <p>短期運営資金借入金 未払金</p> <p>預り金</p> <p>前受金</p> <p>仮受金 〇〇引当金</p>	<p>流動負債</p> <p>短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間借入金 1年以内返済予定拠点区分間借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用</p> <p>預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金</p>	<p>短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間借入金 1年以内返済予定拠点区分間借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用</p> <p>預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金</p>	<p>会計基準では、「事業未払金」、「その他の未払金」に分けて整理</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p> <p>会計基準では1年基準の導入により科目を新設</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では、「預り金」、「職員預り金」に分けて整理</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p> <p>会計基準の区分方法に沿って変更</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p>	

	その他の流動負債
固定負債	
	設備資金借入金 長期運営資金借入金 退職給与引当金
負債の部合計	
<純資産の部>	
基本金	基本金
国庫補助金等特別積立金	国庫補助金等特別積立金
その他の積立金	〇〇積立金
次期繰越活動収支差額	次期繰越活動収支差額 (うち当期活動収支差額)
純資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	

	その他の流動負債		
固定負債			
	設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債		会計基準ではリース会計の導入により追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準の区分方法に沿って変更 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
負債の部合計			
<純資産の部>			
基本金			
国庫補助金等特別積立金			
その他の積立金	〇〇積立金		
次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)			旧基準の「収支」を会計基準では「増減」に 名称変更
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			